

【新型コロナウイルス対策に向けた町議会の課題と対応について】

令和2年12月 1日

亘理町議会

(1) 行動基準

①全都道府県において新型コロナウイルス感染症の感染者が増加していることから、不要不急の移動は自粛すること。

②感染拡大を防止するため「密閉空間」「密集場所」「密接場面」の「3つの密」を避ける。

(2) 新型コロナウイルス感染が疑われる症状及び感染者との濃厚接触が確認された場合

→別紙フローチャートに従って対応する。

○陽性の場合→ 登庁禁止（主治医の許可をもって登庁可能とする）

○陰性の場合→ 登庁禁止（主治医の許可をもって登庁可能とする）

○濃厚接触者の場合→ 14日間登庁禁止及び自宅静養（経過観察）

(3) 感染者又は濃厚接触者に関する情報公開

○議員が陽性の感染者と診断された場合

→情報（議員名・経過症状・行動歴・濃厚接触者の有無）を町公式HPで公開する。なお、「年代・(中略)・濃厚接触者の有無」の情報について、県の発表と同程度の内容とする。

○濃厚接触者の場合

→濃厚接触者の段階では情報公開をしない。

(4) 他の議員への連絡について

○議員が陽性の感染者と診断された場合

→議会事務局から全議員に原則メールで連絡をする。

○議員が濃厚接触者と認定された場合

→議会事務局から全議員に原則メールで連絡をする。

(5) 会議等の対応

○定例会等の会期中の場合

定例会会期中に議員の感染が確認された場合、議会運営委員会を開き、定例会中の会議日程の変更及び会期日程延長等を検討する。

感染者の行動歴を確認するとともに議員・職員等の濃厚接触の有無を確認し、状況に応じて、保健所の指示により議会関係個所の立ち入り禁止と消毒作業を行う。

○閉会中の常任委員会開催中の場合

会議開催前もしくは会議中に議員の感染が確認された場合は、会議の延期、閉会等の対応を行い、感染者の行動歴を確認するとともに議員・職員等の濃厚接触の有無を確認し、状況に応じて、保健所の指示により議会関係箇所の立ち入り禁止と消毒作業を行う。

○閉会中の場合

閉会中に議員の感染が確認された場合も、感染者の行動歴を確認するとともに、議員・職員等の濃厚接触の有無を確認し、状況に応じて、保健所の指示により議会関係箇所の立ち入り禁止と消毒作業を行う。

(6) 代替施設

代替施設は利用せず、消毒作業が済み次第、現行の施設の使用を再開する。